

令和8年8月3日（月）から
県税納付の受付時間を変更します。

○受付時間

月曜日から金曜日（開庁日）

【原則】 **9：00～16：30**

（上記時間内の来庁に御協力をお願いします。）

福島県では、納税者利便の向上等の観点からコンビニ収納やキャッシュレス納付等による多様な納付手段を提供するなど、県税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しを進めているところです。

こうした各種納付手段の拡充に鑑み、令和8年8月3日以降、県中地方振興局県税部における県税納付の受付時間を**原則として午前9時から午後4時30分**とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

※ 県税納付以外の県税に係る相談・申請受付業務については、従来どおり、開庁時間（午前8時30分から午後5時15分）において対応しております。

福島県県中地方振興局県税部